

オンライン診療・服薬指導に関する検討状況について

オンライン診療について

医政局・保険局

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

初診からのオンライン診療の推進について

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定。下線は事務局が追記）

- a. オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。
- b. 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。
- c. 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。）とする。
健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。

今後の方針

- 前回の意見や規制改革実施計画を踏まえて、以下の点について今後検討。
 - ・ 医療提供体制におけるオンライン診療の役割について
 - ・ 上記（2）bにおける「オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針の策定」について
- オンライン診療に限らずネットワークにおける医療情報の取扱い等について、社会のデジタル化の進展に合わせて整理していく。

初診からのオンライン診療の取扱い等について

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定。下線は事務局が追記）

- a. オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。
- b. 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。
- c. 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。）とする。
健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。

今後の方針

- 前回の意見や規制改革実施計画を踏まえて、以下の点について今後検討。
- ・ 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細、適さない症状・医薬品の処方等
- ・ 上記（2）cにおける「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
- ・ 初診・再診を問わず、医師・患者の同意や、不適切な事例への対応等、安全性・信頼性の担保に関するその他の論点
- ・ 診療報酬については、令和4年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において議論

今後の方針（まとめ）

○今後、以下について引き続き検討を進める。

1. オンライン診療の推進について

- 医療提供体制におけるオンライン診療の役割について
- 規制改革実施計画における「オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針の策定」について

2. 初診からのオンライン診療の取扱いについて

- 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細
- 規制改革実施計画における「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
- 初診からのオンライン診療に適さない症状・医薬品等

3. その他、オンライン診療の安全性・信頼性に関する事項

- 初診・再診問わず、医師・患者の同意や、不適切な事例への対応等、安全性・信頼性の担保に関するその他の論点

4. 診療報酬について

- 令和4年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において議論

参考資料



オンライン診療について議論の経緯

議論の経緯

- 平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（安全で効果的・効率的な遠隔診療の普及のため、ガイドラインを整備する）
- 平成30年3月 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定
- 平成30年4月 平成30年度診療報酬改定（オンライン診療料の新設等）
- 平成31年1月～6月「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（1～7回）
- 令和元年7月 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を一部改訂（D to P with Dでの初診からのオンライン診療 等）
- 令和2年4月 令和2年度診療報酬改定（オンライン診療料の要件見直し、遠隔連携診療料の新設等）
- 令和2年4月2日 第9回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について）
- 令和2年4月10日 新型コロナウイルス感染症の拡大中の時限的・特例的対応として、医師が医学的に可能と判断した範囲内で初診からの電話やオンラインによる診療を可能とした。
（診療報酬）電話やオンラインによる初診について、初診料214点を算定可能とした
- 令和3年6月18日 規制改革実施計画（初診からのオンライン診療の恒久化に向けた検討）
- 令和3年6月30日 第16回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
（第15回検討会の議論のまとめと対応の方向性）
- 令和3年7月7日 中央社会保険医療協議会において、令和4年度診療報酬改定に向けた議論を開始
- 令和3年8月16日 （診療報酬）自宅・宿泊療養者に対する適切な診療を評価する観点から、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症に係る診療について、初診料等に加えて250点を加算。

オンライン服薬指導について

医薬・生活衛生局

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化

- a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する【a:新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、継続的に措置】
- b 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める
- c 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。）とする
健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める
- d オンライン服薬指導については、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定しない。また、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とする。介護施設等に居住する患者への実施に係る制約は撤廃する。これらを踏まえ、オンライン服薬指導の診療報酬について検討する
- e オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用を開始するとともに、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方を明らかにし、一気通貫のオンライン医療の実現に向けて取り組む
- 【b～e:令和3年度から検討開始、令和4年度から順次実施（電子処方箋システムの運用については令和4年夏目途措置）】

「規制改革実施計画」を踏まえた検討の方向性について

	薬機法に基づく現行のルール	R2.4.10事務連絡の取扱い	ルールの見直しの方向性
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 初回は対面（オンライン服薬指導不可） ✓ （継続して処方される場合）オンラインと対面を組み合わせる実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 初回でも、薬剤師の判断により、電話・オンライン服薬指導の実施が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 初回でも、薬剤師の判断により、オンライン服薬指導の実施が可能 ※ 薬剤師が判断する上で必要な情報等について例示
通信方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 映像及び音声による対応（音声のみは不可） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電話（音声のみ）でも可 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 映像及び音声による対応（音声のみは不可）
処方箋	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対面診療の処方箋でも可能（オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋に限られない） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対面診療の処方箋でも可能（オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋に限られない） ✓ 介護施設等に居住する患者に対しても実施可能
薬剤の種類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ これまで処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤（後発品への切り替え等を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則として全ての薬剤（手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則として全ての薬剤（手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。）

オンライン服薬指導に関する今後の予定

- 本年秋頃に薬機法に基づくルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定。
- 診療報酬については、令和4年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において議論